

2020年8月24日

各 位

会社名 新東株式会社
代表者名 代表取締役社長 石川 達也
(JASDAQ コード番号：5380)
問合せ先 取締役管理部長 早川 正
TEL 0566-53-2631 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年9月28日開催予定の第57期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年9月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年9月28日(予定)

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(新設)

(取締役の任期)

第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

<p>(取締役会規程) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 30 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第 31 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力) 第 33 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行通り)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 31 条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 36 条 監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 38 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、会社法第 426 条第 1 項の定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 39 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外監査役の責任につき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>(選任) 第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 会計監査人</p> <p>(選任) 第<u>34</u>条 (現行通り)</p> <p>(任期) 第<u>35</u>条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>36</u>条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 (現行通り)</p> <p>(中間配当) 第<u>38</u>条 (現行通り)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>39</u>条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>当社は、第 56 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第 56 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。</u></p>
---	--

以上